㈱ＣＩ東海

敷　地　調　査　票

（記入方法･注意事項は裏面をご覧ください。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名：

申請場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設計者氏名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請前合議　　　　　 | □有□無 | □名古屋市[□敷地500㎡以上 □宅造 □緑化地域 □中高層 □臨港分区 □風致地区 □地下鉄沿線]□豊田市[□市街化調整区域]　□日進市[□小規模開発]　□伊賀市[□事前調査報告書] |
| 【①道路関係】 |
| 敷地に接する道の状況 | ①□法第４２条第(　　)項第(　　)号　 ⇒（国・県・市町村・私）道 ⇒ 幅員 （ 　　　　 ）ｍ②□法第４２条第(　　)項第(　　)号　 ⇒（国・県・市町村・私）道 ⇒ 幅員 （ 　　　　 ）ｍ③□法第４２条第(　　)項第(　　)号　 ⇒（国・県・市町村・私）道 ⇒ 幅員 （ 　　　　 ）ｍ④□法第４２条第(　　)項第(　　)号　 ⇒（国・県・市町村・私）道 ⇒ 幅員 （ 　　　　 ）ｍ |
| □法第４２条第１項第５号の場合：指定番号（　　　　　　　）指定年月日（　　年　　月　　日）□私道、法第４２条第２項に該当する道路などがある場合【必ず記入】⇒　行政の相談先：（　　　　）市町村（　　　　　　　　）課　担当者（　　　　　　　　）□法第43条第2項　　号　認定又は許可番号（　　　　）認定又は許可年月日（　　年　　月　　日） |
| 【②建築基準法に係る地域・地区の指定】 |
| 用途地域など | □市街化区域　　　用途地域①（　　　　　　　　　　地域　建ぺい率　　　/10 容積率　　　/10）　　　　　　　　　用途地域②（　　　　　　　　　　地域　建ぺい率　　　/10 容積率　　　/10）□市街化調整区域〔建ぺい率　　　/10 容積率　　　/10〕□準都市計画区域　□都市計画区域外□区域区分非設定都市計画区域 白地分類（岐阜県）[□Ⅰ □Ⅱ □Ⅲ □Ⅳ □Ⅴ □Ⅵ □Ⅶ □Ⅷ]　　　　　　　　　　　　 |
| 外壁後退(法第54条) | □１ｍ後退　　□1.5ｍ後退 □指定区域外 |
| 日影規制 | □対象区域内〔□対象建築物　□対象外建築物〕　□対象区域外 |
| 防火地域等 | □防火地域　□準防火地域　□指定なし（□法２２条区域） |
| 高度地区 | □（　　　　　　　　）ｍ高度地区　□地区外 |
| 特別用途地区 | □特別工業 □文教 □中高層住居専用 □大規模集客施設制限 □その他（　　　　 ）□地区外 |
| 地区計画 | □地区名（　　　　　　　　　）地区　→　地区整備計画：□有り　□なし　□地区外 |
| 災害危険区域 | □臨海防災区域　第（　　）種区域　□地滑り･がけ崩れ　□その他（　　　　　　　） □区域外 |
| その他 | □特定用途制限地域　□高度利用地区　□特定街区　□都市再生特別地区　□一団地認定区域　 |
| □景観地区　□建築協定区域　□土砂災害防止法特別警戒区域　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 【③その他建築基準関係規定に係る地域・地区の指定等】 |
| 駐車場附置義務 | □条例のある市町村〔□対象建築物　□対象外建築物〕□条例のない市町村 |
| 駐輪場附置義務 | □条例のある市町村〔□対象建築物　□対象外建築物〕□条例のない市町村 |
| 排水処理区域 | □下水道法第2条第8号の処理区域□処理区域外〔□個別浄化槽　□集中浄化槽　□集落下水　□その他（　　　　　）〕 |
| 開発許可　(市街化区域)　(区域区分非設定区域) | □有　□無　（申請地又は隣接地を含む開発許可）□開発許可：[□写し添付･原本提示　□開発登録簿] |
| 市街化調整区域内の建築(市街化調整区域のみ) | □開発・建築許可：[□写し添付･原本提示]　□都計法規則60条適合証明：[□写し添付・原本提示]□旧住造法による開発区域：認可番号（　　　　　　　　）認可年月日（　　年　　月　　日）□適用除外（都計法29条１項　　号）　□既存建築物の増改築　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 都市計画施設 | □施設内 □許可：[□写し添付･原本提示] □施設外 |
| 宅地造成工事規制区域 | □区域内 □宅地造成なし □許可：[□写し添付･原本提示]　[適合証明：□写し添付] □区域外 |
| 緑化地域 | □区域内 [□適合証明･適用除外通知書：□写し添付・原本提示]　□手続き不要　□区域外　　  |
| 特定都市河川流域 | □流域内〔□法第８条に基づく条例あり　□条例なし〕　□流域外 |
| その他 | □風致地区　第（　　）種　　□中高層建築物条例　□土地区画整理事業　□臨港地区□市街地再開発事業　□緑地保全地域　□流通業務地区　□その他（　　　　　　　　） |
| 【④現地調査及び市町村役場等で相談・打合せ・確認を行った年月日、担当者など】 |
| 年　月　日 | 関係部局との事前協議結果をご記入ください。　　　　現地調査日　　　　年　　　月　　　日 |
| (　　　　　　) | （　　　　　）県市町村（　　　　 　）課　担当者名（　　　　　）内容: |
| (　　　　　　) | （　　　　　）県市町村（　　　　 　）課　担当者名（　　　　　）内容: |
| (　　　　　　) | （　　　　　）県市町村（　　　　 　）課　担当者名（　　　　　）内容: |

記　入　要　領　等

共通事項

・この調査書の作成にあたっては、原則設計者自身が現地調査の上直接市町村役場に赴き、計画建築物に係る敷地の状況を調査してください。

・愛知県海部建設事務所管轄内（津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、あま市、飛島村、大治町）の確認申請に対しては、この敷地調査票によらず従来からの「建設地調査書」により市町村の確認印が押印されたものを確認申請書に添付してください。

・上記以外の市町村の区域に係る申請で指定確認検査機関に確認申請を提出する場合でも、建築主事に提出する場合と同じく行政庁独自の調査票により確認印を押していただける場合があります。この場合は本敷地調査票によらず当該行政庁の調査票を優先します。

・申請前合議については該当する項目にチェックして下さい。

・「□」は、該当する項目を選択してください。（　）はその状況を直接記入してください。

・建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法等の建築基準関係規定の許可・認定等（許可等）を受けた建築物又はその敷地に係る確認申請については、許可書等の写しを添付し、原本を提示して下さい。

・上記許可等を受けたものに係る確認申請については、当社の窓口で当該許可等の副本（原本）を必ず提示してください（申請敷地が名古屋市内の場合は、名古屋市の付箋・調書等で対応可）。また、当該許可等の内容と確認申請書の内容が異なる場合（敷地･建築物の寸法・形状、建築物の意匠、敷地レベル、床レベルなど全て含む）は、許可等をした行政庁にあらかじめ相談した上で確認申請書を提出してください。

①道路関係

・申請敷地に接する全ての道について、それぞれ建築基準法上の位置づけ、所有形態、幅員を記入してください。

・「幅員」は現況の道の幅を記入してください。例えば法第４２条第２項に該当する道路の場合はその幅員は４ｍ未満になります。

・法第42条第１項第５号（道路位置指定）、法第43条第2項の認定又は許可によって接道要件を満足している場合は、その指定(認定又は許可)番号及び指定(認定又は許可)年月日を記入してください。

・道路は、必ず市町村役場の建築確認申請窓口で建築基準法上の道路に該当するかどうか確認してください。

②建築基準法に係る地域・地区の指定

・「用途地域など」：市街化区域の場合は、申請敷地の属する、都市計画により指定された用途地域、建ぺい率、容積率を記入してください。

・「日影規制」：「対象区域内」は、県・市の条例により申請敷地が当該規定が適用される区域に該当する場合及び計画建築物等がその区域に日影を落とす場合が当てはまります。

・「地区計画」：（　　）内は、地区名を記入し、地区整備計画が定められている区域であるかどうか選択してください。

・「その他」：該当するもの全てにチェックマークを付けてください。

③その他建築基準関係規定に係る地域・地区の指定等

・「駐車場附置義務」、「駐輪場附置義務」：計画される敷地が属する市町村における、駐車場法又は自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく条例制定の有無等の状況を記入してください。

・「開発許可」　愛知県：市街化区域内で開発行為を行う場合、開発区域の面積が東三河地方で1，000㎡、その他の

　　　　　　　　　　　　愛知県内では500㎡以上の場合は許可が必要になります。

三重県・岐阜県・静岡県：市街化区域内で開発行為を行う場合、開発区域の面積が1，000㎡、区域区分非設定都市計画

　　　　　　　　　　　　区域内（非線引き都市計画区域）では3，000㎡以上の場合は許可が必要になります。

　　　　　　　　　　　　尚、行政庁により開発行為の対象となる規模が異なる場合がありますので必ず確認してくだ

　　　　　　　　　　　　さい。

・「市街化調整区域内の建築」：該当するものを選択して下さい。チェックがない場合は、受付ができない場合があります。

・「宅地造成工事規制区域」：申請敷地が当該区域内に属する場合、「宅地造成なし」を選択又は許可の状況を記入してください。（「宅地造成」とは、宅地造成等規制法で定義されています。）

・開発許可の要否や、宅地造成工事規制区域内での造成許可の要否の判断は、直接行政庁に相談していただきその結果を④欄に記入してください。行政庁と未協議の場合は受付ができない場合があります。

・「特定都市河川流域」：特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域の指定の有無を選択してください。また当該区域に指定されている場合、公共下水道管理者が同法第８条に基づき、条例で技術上の基準を定めているかどうかを選択してください。

・その他：該当するもの全てにチェックマークを付けてください。

④現地調査及び市町村役場等で相談・打合せ・確認を行った年月日、担当者など

・現地調査：当該敷地の現地調査を行った日を必ず記入してください。

・行政庁で相談・打合せ・確認を行った場合はその相談内容、相談年月日、県・市町村の担当課名、担当者の氏名を記入してください。具体的には、各地域地区の確認、開発許可の要否、宅造許可の要否などです。